

平成 26 年全国消費実態調査標本抽出の方法

1. 標本抽出の方法

全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第 1 次抽出単位、世帯を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第 1 次抽出単位、各町村の調査単位区を第 2 次抽出単位、世帯を第 3 次抽出単位とする層化 3 段抽出法により調査世帯を抽出する。

なお、市町村構成は平成 26 年 1 月 1 日現在のものとする。

(1) 調査町村の抽出

地理的配置、産業別特徴などを考慮して、調査町村を抽出する。

(2) 調査単位区の抽出

平成 22 年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに調査単位区を抽出する。1 調査単位区は、互いに近接する 2 つの国勢調査調査区によって構成される。

なお、東日本大震災に係る応急仮設住宅のある調査単位区についても、抽出対象とする。ただし、原発避難指示区域や津波浸水地域などの調査困難な調査単位区は抽出しない。

(3) 調査世帯の抽出

二人以上の世帯及び単身世帯については、調査員が実地踏査して作成した調査単位区世帯名簿から、二人以上の世帯は 11 世帯、単身世帯は 1 世帯を抽出する。

2. 調査単位区数及び調査世帯数の配分

(1) 調査単位区数及び調査世帯数

調査単位区数は約 4,700 単位区とする。

調査世帯数は、二人以上の世帯を約 51,700 世帯、単身世帯を約 4,700 世帯とし、合わせて約 56,400 世帯とする。

(2) 二人以上の世帯の配分

調査世帯数は、全国の市及び都道府県ごとの郡部（町村計）それぞれにおける母集団（二人以上の世帯数）に比例させて配分する。

ただし、結果精度維持のため都道府県や都道府県庁所在市などの単位で最低配分数を確保するほか、母集団の多い政令指定都市（東京都区部含む。）について抽出率を調整する。

(3) 単身世帯の配分

1 調査単位区当たり 1 世帯を配分する。